

平成 29 年 9 月 14 日（再掲載）

平成 25 年 5 月 28 日

経常建設共同企業体（経常 JV）における電子証明書（IC カード）の 取扱いについて

佐賀県電子入札システムにおいて、経常建設共同企業体(経常 JV)として参加申請する場合、単体企業で使用している電子証明書(IC カード)は使用できません。既に単体企業として登録されている電子証明書(IC カード)とは別に**新たな電子証明書(IC カード)を使用し、経常建設共同企業体として利用者登録をする必要があります。**

経常 JV として登録した IC カードを使用せずにシステムを利用した場合は、佐賀県建設工事等電子入札システム取扱要領 4（4）アの要件を満たしていることが確認できないため、入札参加申請を受け付けません。

経常 JV として新たに電子証明書（IC カード）をシステムに登録される場合は、新たな電子証明書(IC カード)の準備のうえ、電子証明書(IC カード)に関する情報を記載した「委任状(電子入札用電子証明書届出書・別紙様式 2)」及び返信用封筒(定形封筒:返信あて先記載、82 円切手貼附)を佐賀県県土整備部入札・検査センターへ提出(郵送又は持参)してください。こちらから利用者登録に必要な情報を返送いたします。

また、「委任状(電子入札用電子証明書届出書)」は、IC カード 1 枚につき、1 枚提出をお願いします。

[委任状\(電子入札用電子証明書届出書・別紙様式 2\)](#)

[委任状記入例](#)

[佐賀県建設工事等電子入札システム取扱要領](#)